●●●●事業委託契約書

|  |
| --- |
| 収　入  印　紙 |

　●●●●（以下｢甲｣という。）は、●●●●（以下｢乙｣という。）と●●●●事業について、次の各条項により委託契約を締結する。

（仕様書の提出）

1. 乙は、別紙の仕様書に基づき、令和６年４月１日から令和１１年５月３１日までの間に事業を遂行し、甲に報告するものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は、税込●●●,●●●円（内消費税額等●●,●●●円）とし、経費内訳については別紙の見積書のとおりとする。

（仕様書の変更等）

第３条　乙が受託業務に着手したのち、甲の求めにより基本的な業務に影響を及ぼすような変更を行う場合は、乙のそれまでに実施した業務に相当する実費と報酬を受ける。また、甲の求めにより追加業務を行う場合、乙はこれに相当する実費と報酬を別に受ける。その金額については甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

（委託業務の実施）

第４条　乙は、第１条により承認を受けた仕様書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。

（委託業務完了の報告）

第５条　乙は、委託業務が完了したときは、完了の翌日から５日又は契約期間の末日（変更した場合を含む。）のいずれか早い日までに、委託業務完了書を甲に提出しなければならない。

（機密保持）

第６条　乙は、この契約の実施によって知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

（権利、義務の譲渡）

第７条　乙は、この契約によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

（著作権）

第８条　乙が、この委託業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

（契約の変更）

第９条　甲は、必要がある場合は、この契約内容を変更することができる。

２　前項の場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議し、これを定めるものとする。

（委託費の請求）

第１０条　乙は、委託費を請求するときは、甲の指示する証拠書類等の写を添付した支払請求書をもって請求しなければならない。

（再委託）

第１１条　乙は、この契約の全部を第三者に委託してはならない。

２　乙は、この契約締結後において、その一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

３　乙が、この契約の一部を第三者に委託した場合においても、それによる第三者の行為については、乙は甲に対し責任を負うものとする。

（甲の解除権）

第１２条　甲は、次の各号に一に該当するときは、契約を解除することができる。

（１）乙の責に帰すべき事由により、契約期間内又は期間後、相当の期間経過後、なお業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。

（２）前項に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。

（３）乙が、この契約に関して不正又は虚偽の申し立てをしたとき。

２　甲は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の解除権）

第１３条　乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、この契約の実施が不可能になったときは、契約を解除することができる。

（その他）

第１４条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　乙　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞